

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件「デジタルデバイド解消事業業務」に関する一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に付する事項

（1）件名及び数量

デジタルデバイド解消事業業務委託 一式

（2）業務の仕様等

別紙仕様書のとおり。

（3）委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

（1）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

（国の機関に係るものは賄賂、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

（4）電子機器等物品の調達実績があること。

（5）スマートフォンやタブレット等電子機器の専門的な知識や技術を有し、参加者に電子機器の操作を指導できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、下記（3）の場所に提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

また、審査確認の結果については、入札参加資格確認通知書により、入札者に対して通知するものとする。なお、提出期限（令和8年9月16日（水）午後5時15分）までに当該申請を行わなかった場合 には、当該資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

（1）提出書類

ア 法人登記簿謄本（コピー可）※提出日より3ヵ月以内のものに限る。

イ 印鑑証明書（コピー可）

ウ 身分証明書（個人事業者に限る。契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明）（コピー可）

エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）

※ 長3封筒を同封すること。封筒に110円切手を貼付し、入札参加資格確認通知書の送付先の宛名を記入すること。

（2）提出期限

令和8年9月16日（水）午後5時15分まで（必着）

（3）提出場所

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部デジタル変革課（本庁舎5階）

電話 024-521-7134

電子メール jouhou_kikaku@pref.fukushima.lg.jp

（4）提出方法

郵送又は持参とする。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、令和8年9月16日（水）午後5時15分必着とする。

（5）提出部数

各1部

（6）審査結果は、令和8年9月18日（金）までに通知する。

5 入札書の提出場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書、申請書等の配布場所及び問合せ先

4の（3）に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書等は、福島県企画調整部企画調整課のホームページからダウンロード

することができる。

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

(2) 入札説明書等の配付期間

公告のあった日から令和8年9月16日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで。（土曜日及び日曜日及び祝日を除く。）

(3) 入札及び開札の日時及び場所

令和8年9月28日（月）午前9時30分

福島県福島市 杉妻町2番16号

福島県庁本庁舎5階 企画調整課分室1

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書（様式3）を提出する場合は、封書に入れて密封し、かつ、封皮に次の事項を記載して、上記5（3）の場所で提出すること。郵便による入札は不可とする。

ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）

イ 【令和8年9月28日開札「デジタルデバйд解消事業業務」委託】

- (2) 代理人出席の場合は、委任状（様式4）を上記5（3）の場所で提出すること。

- (3) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、名称及び代表者氏名の記載及び代表者の押印をすること。

ウ 代理人として入札する場合の入札書には、入札者の住所、名称、代表者氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

エ 1に示す宛先、2（1）に示す委託件名、日付を記載すること。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札価格（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納め、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を令和8年9月28日（月）午前9時30分までに、上記4（3）の場所に提出すること。

- (4) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金の免除を申請する者は、令和8年9月16日(水)午後5時15分までに、入札保証金納付免除申請書(様式2)及び業務受託実績整理票(様式9)により上記4(3)の場所まで申請するものとする。

ただし、保険証券により免除申請をしようとする者は、開札日の前日までに原本を提出するものとし、事前に上記4(3)に掲げる県の指示を受けるものとする。

- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は次の書類により確認を受けるものとする。
- ア 入札参加資格確認通知書(入札者が本書を持参すること。)
 - イ 委任状(代理人が出席する場合のみ。)
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度の入札については棄権したものとする。
- (5) 再度の入札は2回までとする。
- (6) 前号においても落札者が決定しないときは、再度の入札の2回目で低価格の入札をした3者による随意契約に移行する。その際は、見積書(様式6)に必要な事項を記載して提出すること。

9 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、下記アからエのとおり入札仕様書等に関する質問書(様式5)により関係職員に説明を求めることができる。なお、質問書の提出期限は下記エまでとする。

ア 電話など口頭による質問は受け付けない。

イ 質問書(様式5)の提出は、4(3)に示す場所へ、郵送、FAX又は電子メールにより送付することとし、送付後必ず電話により送付の確認を取ること。

ウ 質問書によるものは入札仕様書等に関する回答書(様式5-2)により令和8年9月18日(金)までに、福島県企画調整部企画調整課のホームページに掲載する。

なお、事業者名は公開しない。

(URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015a/kikaku-nyuusatsu2.html>)

エ 質問書の受付期間は、公告のあった日から令和8年9月16日(水)午後5時15分(必着)とする。

- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出すること。
- (3) 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の業務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (7) 開札開始時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提出しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 鉛筆書きによる入札
- (7) 記名、押印を欠く入札

- (8) 金額を訂正した入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (11) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (12) 入札参加資格確認審査において虚偽の申請を行った者のした入札
- (13) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札した者を落札者とする。ただし、施行令第167条の10第1項の規定を適用する必要があると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする可能性がある。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

13 落札者決定の通知

落札者とされなかった入札者から請求があったときは、落札者を決定したこと等について文書で通知をするので、通知を必要とする場合には発注者に申し出ること。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、その納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から14日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記（1）に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約条項

委託契約書（案）及び財務規則による。

17 当該契約に関する業務を担当する課

上記4の（3）と同じである。

18 その他

入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式8）を提出すること。

(別記1)

福島県財務規則 (抜粋)

(契約保証金の減免)

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) から(18)まで (略)

(入札保証金の減免)

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) から(4)まで (略)